

事故防止及び発生時対応マニュアル

児童支援事業所 Neo

令和4年4月 作成
令和7年4月 一部改定

事故防止及び発生時対応マニュアル

1. はじめに

このマニュアルは、利用者が安心・安全にサービスを利用できるように、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、万が一事故が発生した場合には迅速かつ的確に対応できるよう策定する。

2. 基本的な考え方

事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、各サービスガイドラインの方針でサービスの提供ができるよう努力が必要である。

その前提として、事業所はあらかじめ起こり得る事故を想定し、事故が起きないように日頃から「備える」ことが重要であり、また万が一事故が発生した場合においても、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、被害を最小限に抑えることが重要である。

このため、事業所は事故が発生した場合だけでなく、事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット）について、その事実関係を把握し、その後の防止に努めることが大切である。また、職員と利用者との関係性が十分に築けており、利用者の特性に合わせた支援を行うことで事故やトラブル発生のリスクを減らすことができる。

3. 事故防止

(1) 利用者の特性把握

利用者一人ひとりの障害や心身の特徴から、どのような事故が起こり得るか予想し、職員一人ひとりが対人援助技術の向上と職員と利用者との関係性から最も効果的な方法でその行動に対処できるよう、日頃からミーティング等で情報多支援方法を共有することが重要である。

(2) 風通しのよい職場作り

事故防止策は、すべて職員で取り組むことが大切である。日頃から現場の課題等を明らかにし、職員とともに対処策を構築していくことが求められる。また各職員も一人で支援方法について判断せず、他の職員等に相談するよう心掛ける。

(3) 家族とのコミュニケーション

利用契約時においては、事業所からの一方的な説明で終わるのではなく、双方向のコミュニケーションの場ととらえ予想されるリスクについても事前に説明し十分に理解を得る。

(4) 事業所内外の環境整備

① 利用時間外

- ・物品およびおもちゃ等、破損がないかチェックし、怪我の恐れのある破損は破棄または修理する。
- ・はさみや包丁などの怪我をする可能性の高い道具の管理はしっかりとする。

- ・その日の利用者の特徴を把握し、その特徴に合わせた環境設定を十分に行う。
- ・天気予報をチェックし、天気の急変・気温・熱中症に注意をする。

② 利用時間中

- ・痙攣やパニック、衝動行為があり、物を投げたり他の利用者をたたいたり等の行動がある利用者が利用する場合、その子の様子をしっかりと観察し、危険なものを遠ざけるなどの処置を行う。
- ・おもちゃが散乱し踏みつけや破損による怪我が起きる可能性が高い場合は、片付けを優先する。
- ・外出時は利用者の特徴を把握し、職員と対応する利用者との関係性や、その特徴に合わせた支援を行う。
- ・水遊びをする際には利用者の特徴を把握し、危険性が高い利用者は職員付き添いで遊ぶ。また、危険性が低い利用者からも目は離さないこと。
- ・利用者への言葉づかいに十分注意をする。
- ・利用者へ注意をする場合、注意だけではなくその理由とどのような行動をすればよいか等を説明する。
- ・無断で外に出る可能性がある利用者の場合、その利用者がどこにいるのかをしっかりと把握し、外に出た場合はついていく。ただし、人員が不足しているときにはそのことを説明し理解を得る。
- ・食事やおもちゃ等をのどに詰める可能性が高い利用者の場合、目を離さず見守りをしっかりと行う。

(5) 送迎車

① 利用時間外

- ・ガソリン、エンジンオイル、タイヤ、シートベルト等安心して走行できる状態を保っているかチェックする。
- ・安全装置のついている車は、定期的に動作確認を行う。

② 乗車中

- ・利用者の特徴を把握し、トラブルの起きない座席配置や障害の程度が重い利用者については、ミラーなどで行動が把握できる座席に座ってもらう。
- ・乗降時のドアの開閉、飛び出しに注意をする。
- ・車の運転は、速度、車間距離、一時停止、歩行者や自転車等に十分注意をし、事故や道路交通違反がないようにする。

(6) 食物アレルギー

- ・食物アレルギーのある利用者が利用する場合、ミーティング等で情報を把握し、全職員がわかるよう周知する。

4. 個人情報の管理

- ・個人記録や連絡先一覧は鍵付きキャビネットへ片付ける。
- ・利用者などの情報が入ったデータは家に持ち帰らない。

5. 事故発生時

- (1) 傷病者の発見
 - ・緊急時対応フローチャート(別添)を参照し、傷病者の状態により救急処置を行う。
- (2) 送迎中
 - ① 交通事故の場合
 - ・車を安全な場所に止め、傷病者の確認。
 - ・119 番通報及び 110 番通報を行う。
 - ・管理者に連絡をし、他の利用者を乗せ換えるための車の手配を行う。
 - ・家族に連絡
- (3) 行方不明
 - ・利用者の特徴から行動する範囲を特定し、20 分程度搜索。
 - ・見つからない場合は直ちに 110 番通報及び家族への連絡を行う。

6. 報告

- (1) インシデント報告
 - ・状況を一番よく知っている職員がヒヤリハットを作成、提出する。
 - ・その内容に沿ってミーティング等で問題点改善点を職員間で共有する。
- (2) アクシデント報告
 - ・状況を一番よく知っている職員が市指定の様式に従って報告書を作成し、管理者を通して障がい者福祉課へ提出する。
 - ・ミーティング等で問題点改善点を職員間で共有する。

7. 関係者への連絡

関係各所の連絡先は以下の通り。

救急車	119 番	筒井分署 青森市筒井ハッ橋 6-7 017-718-1922
警察署	110 番	浜館駐在所 青森市浜館 1 丁目 5-46 017-741-3223
協力医療機関	駒井胃腸科	青森市浜館 4 丁目 14-4 017-765-1500
行政	青森市役所障害者支援課	青森市新町 1 丁目 3-7 017-734-5327
加入保険	東京海上日動火災保険 (賠償責任保険)	青森市長島 2 丁目 19-1 3F 017-775-2425

事故発生!!

応急手当

近くにいる職員がすぐに対応する。

重度

軽度

(例) 意識がない
骨折した
止血が困難



救急車への同乗

医療機関への事故
発生時の状況説明

診断結果の
確認と連絡

保護者への連絡

他の子どもの対応

事故対応後

事故状況の確認
市役所への連絡

経過観察

直接、または連絡帳に
よる保護者への連絡

その後の経過確認・観察
支援・配慮等

保護者へ連絡

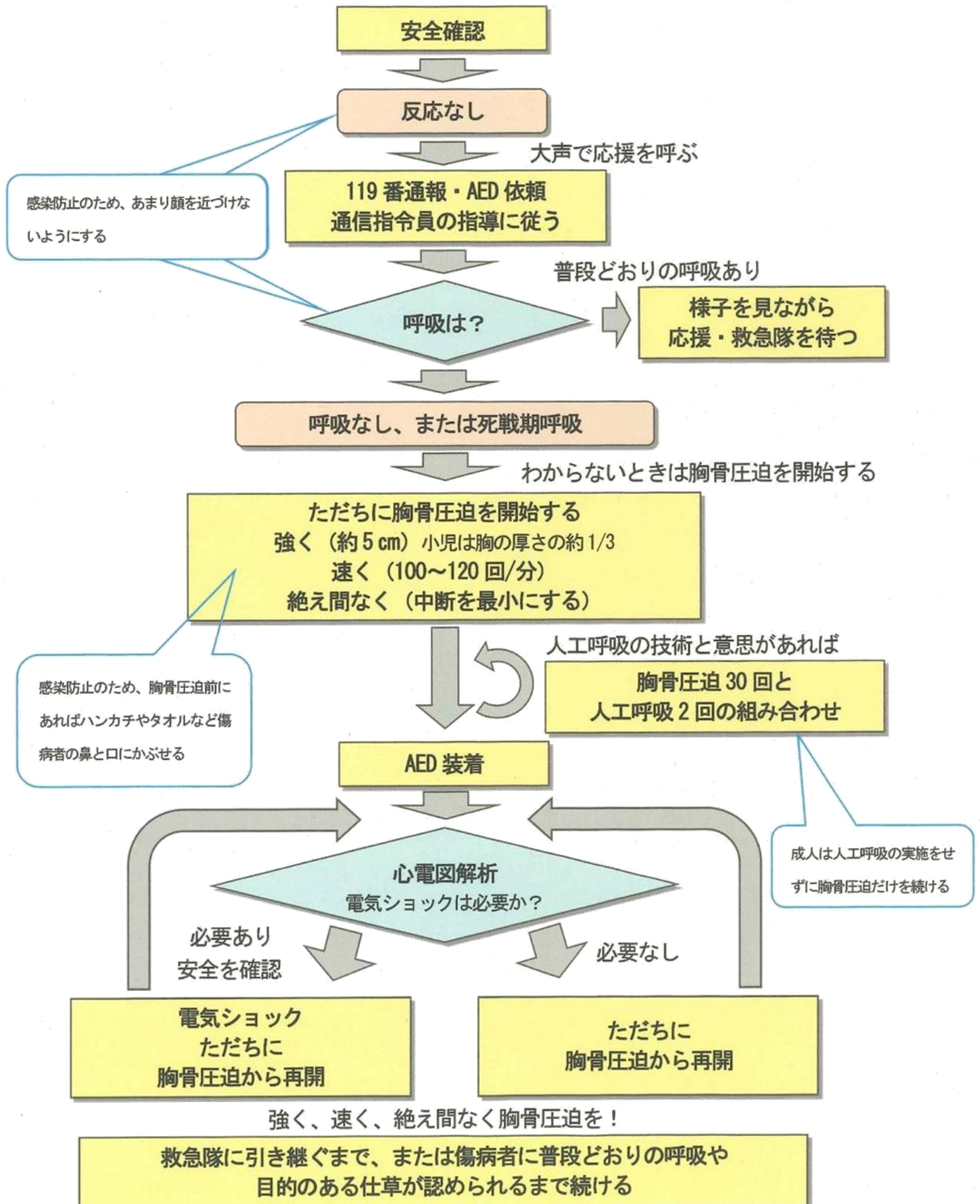
病院の受診

診断結果の確認

当日の業務終了後：記録作成（重度の場合は市役所へ提出）

救命処置

心肺蘇生の手順





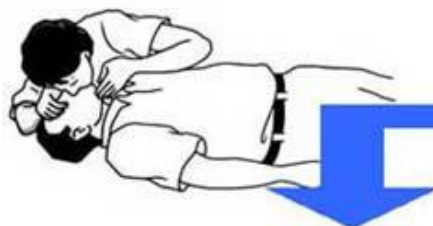
1. 意識の確認



2. 救急車を呼ぶ

119番

3. 気道確保



4. 呼吸の確認

5. 人工呼吸

2回



6. 循環サインの確認

7. 心臓マッサージ

15回



人工呼吸2回、心臓マッサージ15回を繰り返す